平成２５年（フ）第３９１号
和歌山市松江1478番地の38
債務者　沖野志穂こと　柳　　志穂
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４１３号
和歌山県岩出市岡田1008番地の８
債務者　安武　　浩
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９９号
山口県周南市遠石２丁目５番24号
債務者　川口　陽子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第６６１号
栃木県宇都宮市平松本町785番地２　ベルフォーレＡ101、前住所栃木県日光市板橋2060番地130
債務者　若林　嘉光
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６６２号
栃木県宇都宮市平松本町785番地２　ベルフォーレＡ101、前住所栃木県日光市板橋2060番地130
債務者　若林ゆう子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第８号
栃木県下都賀郡壬生町元町19番17号
債務者　星　　好江
1　決定年月日時　平成26年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９号
栃木県宇都宮市鶴田町1704番地25　テラスハウスＡ棟102号、前住所栃木県宇都宮市清住２丁目１番20号
債務者　蕎麦田佳代子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第７０７号
静岡県焼津市中根493番地の１　ナカネマンションＥ―208、旧住所静岡県焼津市中島933番地の５
債務者　青島　千秋
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６２１号
岡山県玉野市玉５丁目７番20号、旧住所岡山県玉野市後閑１番地13
債務者　宮本　愼治
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２２号
岡山県玉野市玉５丁目７番20号、旧住所岡山県玉野市後閑１番地13
債務者　宮本　義男
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６３４号
岡山市北区玉柏2137―１玉柏コーポ207、住民票上の住所岡山県倉敷市玉島乙島6950番地２
債務者　滝澤　正晴
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６５６号
岡山市南区当新田91番地７　コーポチェリー206号
債務者　中田　信子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２５号
千葉県市原市ちはら台西１丁目14―11
債務者　佐藤　光秋
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７１号
東京都八王子市諏訪町143―110
債務者　上野　博士
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８８号
東京都中野区鷺宮１丁目18―12―202
債務者　内海由美子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部